

元文科高 5 1 8 号  
令和元年 9 月 2 7 日

文部科学大臣所轄各学校法人理事長  
殿  
各都道府県私立学校主管部長

文部科学省高等教育局私学部長

白 間 竜 一 郎

(印影印刷)

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備  
及び経過措置に関する政令等の施行について (通知)

本年 5 月 24 日に公布された「学校教育法等の一部を改正する法律 (令和元年法律第 11 号)」に伴い、私立学校法施行令 (昭和 25 年政令第 31 号) の一部改正を含む「学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令 (令和元年政令第 97 号)」が令和元年 9 月 11 日に公布され、令和 2 年 4 月 1 日から施行されることとなりました。

また、「私立学校法施行規則及び文部科学省の所管する法令の規定により民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令 (令和元年文部科学省令第 15 号)」が令和元年 9 月 17 日に公布され、一部の規定は令和元年 12 月 14 日から、それ以外の規定は令和 2 年 4 月 1 日から施行されることとなりました。

これらの法令の改正の概要及び留意すべき事項等は下記のとおりですので、十分に御了知ください。

都道府県知事におかれては、この旨を所轄の学校法人及び私立学校法 (昭和 24 年法律第 270 号) 第 64 条第 4 項の法人に対して、周知いただくようお願いいたします。

記

第一 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令 (令和元年政令第 97 号)

## 1. 私立学校法施行令（昭和 25 年政令第 31 号）の一部改正

### （1）改正の概要

- ① 今回の私立学校法改正により新たに規定された特別の利益供与を禁止する学校法人の関係者は次のとおりとすること（第 1 条関係）。
  - ア 学校法人の設立者、理事、監事、評議員又は職員
  - イ アの配偶者又は三親等内の親族
  - ウ ア、イの者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
  - エ イ、ウの者のほか、アの者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持する者
  - オ 学校法人の設立者が法人である場合にあっては、その法人が事業活動を支配する法人又はその法人の事業活動を支配する者として文部科学省令で定めるもの
- ② その他所要の改正を行うこと。

## 2. 施行期日

改正政令は、令和 2 年 4 月 1 日に施行するものとする。

## 第二 私立学校法施行規則及び文部科学省の所管する法令の規定により民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令（令和元年文部科学省令第 15 号）

### 1. 私立学校法施行規則（昭和 25 年文部省令第 12 号）の一部改正

#### （1）改正の概要

- ① 私立学校法施行令（以下「令」という。）第 1 条第 5 号の法人が事業活動を支配する法人として文部科学省令で定めるものは、学校法人の設立者である法人が他の法人の財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合における当該他の法人（以下「子法人」という。）とすること（第 1 条の 2 第 1 項関係）。
- ② 令第 1 条第 5 号の法人の事業活動を支配する者として文部科学省令で定めるものは、一の者が当該法人の財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合における当該一の者とすること（第 1 条の 2 第 2 項関係）。
- ③ ①、②における「財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合」とは、次に掲げる場合をいうこと（第 1 条の 2 第 3 項関係）。
  - ア ①については、学校法人の設立者である法人が子法人の意思決定機関（社員総会その他の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関をいう。以下同じ。）における議決権の過半数を有する場合。②については、支配法人等（②の当該一の者をいう。その者が財務及び営業又は事業の

方針の決定を支配する一又は二以上の法人を含む。以下同じ。)が学校法人の設立者である法人(イにおいて「被支配法人」という。)の意思決定機関における議決権の過半数を有する場合

イ 被支配法人の意思決定機関の構成員の総数に対する次に掲げる者の数の割合が100分の50を超える場合

- (一) 支配法人等の役員(理事、監事、取締役、会計参与、監査役、執行役その他これらに準ずる者をいう。)若しくは評議員又は職員
- (二) 支配法人等によって当該構成員に選任された者
- (三) 当該構成員に就任した日前五年以内に(一)又は(二)に掲げる者であった者

④ 役員の下格事由として法第38条第8項第2号の文部科学省令で定めるものは、精神の機能の障害により役員職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする等、成年被後見人及び被保佐人制度の改正に伴う所要の改正を行うこと(第2条第5号ハ及び第3条の2関係)。

⑤ 法第44条の2第4項において読み替えて準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号。以下「準用一般社団・財団法人法」という。)第113条第1項第2号に規定する役員損害賠償責任の一部免除に係る報酬等の額の算定方法として文部科学省令で定める方法により算定される額は、次に掲げる額の合計額とすること(第3条の3関係)。

ア 役員がその在職中に報酬、賞与その他の職務執行の対価(当該役員のうち理事が当該学校法人の職員を兼ねている場合における当該職員の報酬、賞与その他の職務執行の対価を含む。)として学校法人から受け、又は受けるべき財産上の利益(イに定めるものを除く。)の額の会計年度(次の(一)から(三)までに掲げる場合の区分に応じ、当該(一)から(三)までに定める日を含む会計年度及びその前の各会計年度に限る。)ごとの合計額(当該会計年度の期間が一年でない場合にあっては、当該合計額を一年当たりの額に換算した額)のうち最も高い額

- (一) 準用一般社団・財団法人法113条第1項の評議員会の決議を行った場合 当該評議員会の決議の日
- (二) 準用一般社団・財団法人法第114条第1項の規定による寄附行為の定めに基づいて責任を免除する旨の理事会の決議を行った場合 当該決議のあった日
- (三) 準用一般社団・財団法人法第115条第1項の契約を締結した場合 責任の原因となる事実が生じた日(2以上の日がある場合にあっては、最も遅い日)

イ 次の(一)に掲げる額を(二)に掲げる数で除して得た額

- (一) 次に掲げる額の合計額
    - (Ⅰ) 当該役員が当該学校法人から受けた退職慰労金の額
    - (Ⅱ) 当該役員のうち理事が当該学校法人の職員を兼ねていた場合における当該職員としての退職手当のうち当該役員のうち理事を兼ねていた期間の職務執行の対価である部分の額
    - (Ⅲ) (Ⅰ) 又は (Ⅱ) に掲げるものの性質を有する財産上の利益の額
  - (二) 当該役員がその職に就いていた年数(当該役員が次に掲げるものに該当する場合における次に定める数が当該年数を超過している場合にあっては、当該数)
    - (Ⅰ) 理事長 6
    - (Ⅱ) 理事長以外の理事であって、次に掲げる者 4
      - (i) 寄附行為の定めるところにより理事長を補佐して学校法人の業務を掌理する理事として選定されたもの
      - (ii) 当該学校法人の業務を執行した理事( (i) に掲げる理事を除く。)
      - (iii) 当該学校法人の職員
    - (Ⅲ) 理事( (Ⅰ) 及び (Ⅱ) に掲げるものを除く。) 又は監事 2
- ⑥ 準用一般社団・財団法人法第 113 条第 4 項(準用一般社団・財団法人法第 114 条第 5 項及び第 115 条第 5 項において準用する場合を含む。)に規定する責任の免除の決議後に受ける退職慰労金等として文部科学省令で定める財産上の利益は、次に掲げるものとする(第 3 条の 4 関係)。
- ア 退職慰労金
  - イ 当該役員のうち理事が当該学校法人の職員を兼ねていたときは、当該職員としての退職手当のうち当該役員のうち理事を兼ねていた期間の職務執行の対価である部分
  - ウ ア、イに掲げるものの性質を有する財産上の利益
- ⑦ 法第 47 条第 1 項に規定する書類のうち事業報告書については、当該学校法人の状況に関する重要な事項をその内容としなければならないこと(第 4 条の 4 第 4 項関係)。
- ⑧ 法第 48 条第 1 項に規定する役員に対する報酬等の支給の基準においては、役員の勤務形態に応じた報酬等の区分及びその額の算定方法並びに支給の方法及び形態に関する事項を定めるものとする(第 4 条の 5 関係)。
- ⑨ 法第 63 条の 2 の公表は、インターネットの利用により行うものとする(第 7 条第 1 項関係)。
- ⑩ 法第 63 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する公表の対象となる文部科学省令で定める書類は、法第 47 条第 1 項に規定する財産目録、貸借対照表、収支

計算書、事業報告書及び役員等名簿(個人の住所に係る記載の部分を除く。)とすること(第7条第2項関係)。

⑪ その他所要の改正を行うこと。

## (2) 留意事項

① 私立学校法施行規則(以下「規則」という。)第4条の4第4項に規定する事業報告書の内容としなければならない学校法人の状況に関する重要な事項には、次に掲げるものが含まれるものとする。

### (1) 法人の概要

- ・ 建学の精神
- ・ 設置する学校・学部・学科等
- ・ 学校・学部・学科等の学生数の状況

### (2) 事業の概要

- ・ 主な教育・研究の概要
- ・ 中期的な計画及び事業計画の進捗・達成状況

### (3) 財務の概要

- ・ 決算の概要
- ・ 経営状況の分析、経営上の成果と課題、今後の方針・対応方策

② 貸借対照表、収支計算書及び事業報告書については、「私立学校法の一部を改正する法律等の施行に伴う財務情報の公開等について(通知)」(平成16年7月23日16文科高第304号)及び「学校法人会計基準の一部改正に伴う私立学校法第47条の規定に基づく財務情報の公開に係る書類の様式参考例等の変更について(通知)」(平成25年11月27日25文科高第616号)において定めた様式参考例等を別添3～5のとおり改正したので、各学校法人におかれては、これらを参考とされたいこと。

なお、学校法人会計基準(昭和46年文部省令第18号)に従って作成した貸借対照表及び収支計算書を閲覧に供し又は公表する場合にあつては、同会計基準による様式は、補助金交付の観点からの表示区分となっているものである旨を注記等により示すことが適当であること。また、貸借対照表及び収支計算書の附属書類についても、支障のない範囲で積極的な情報公開に努めること。

③ 法第26条第3項に規定する収益事業に係る財務書類についても、閲覧及び公表の対象となるものであること。

④ 法第47条第1項及び第2項に基づき作成及び閲覧に供する書類と、法第63条の2及び規則第7条に基づき公表する書類の内容は同一のものであること。

⑤ 規則第4条の5において、「役員等の勤務形態に応じた報酬等の区分」とは、常勤・非常勤等の区分に応じた報酬基準を策定すること、「報酬等

の金額の算定方法」とは、報酬等の算定の基礎となる額、役職、在職年数など、どのような過程を経てその額が算定されたか、法人として説明責任を果たすことができる基準を設定すること、「支給の方法」とは、支給の時期や支給の手段を定めること、「支給の形態」とは、現金・現物の別等を定めることが求められること。

また、別添6のとおり、役員報酬基準の参考例を定めたので、各学校法人におかれては、これを参考とされたいこと。

- ⑥ 規則第7条に基づき公表する書類等については、積極的な情報公開及び利用者の利便性向上の観点から、ダウンロード及び印刷が可能な形態でホームページ等に掲載することが望ましいこと。

## 2. 文部科学省の所管する法令の規定により民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成17年文部科学省令第31号）の一部改正

### （1）改正の概要

私立学校法の改正により、寄附行為の閲覧開示、中期的な計画及び役員報酬基準等の書類の作成等が新たに義務付けられたことを踏まえ、所要の改正を行うこと。

## 3. 施行期日

改正省令は、令和2年4月1日から施行するものとする。ただし、第二1.

- （1）④の規定は、令和元年12月14日から施行するものとする。

## 添付資料

- 【別添 1-1】 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令 条文・理由
- 【別添 1-2】 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令 新旧対照表
- 【別添 2】 文部科学省の所管する法令の規定により民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令 条文
- 【別添 3】 貸借対照表 様式参考例
- 【別添 4-1】 資金収支計算書 様式参考例
- 【別添 4-2】 活動区分資金収支計算書 様式参考例
- 【別添 4-3】 事業活動収支計算書 様式参考例
- 【別添 5】 事業報告書 参考例
- 【別添 6】 役員の報酬等の支給の基準 参考例

### 【問合せ先】

- ・ 政省令改正及び役員報酬基準について  
高等教育局私学部私学行政課法規係  
電話：03-5253-4111（内線 2531）  
E-mail：sigakugy@mext.go.jp
- ・ 財務書類及び事業報告書について  
高等教育局私学部参事官付財務調査係  
電話：03-5253-4111（内線 2539）  
E-mail：sigsanji@mext.go.jp